

令和6年4月臨時議会

全 員 協 議 会 資 料

令和6年4月3日開催

目 次

(頁)

1. 提出案件数一覧表	3
2. 条例案件	4

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	2 (一部改正 2)
計	2

《一部改正》

○ 犬山市税条例の一部改正について（第42号議案）

【趣旨】

地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 地方税法（昭和25年法律第226号）

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

【内容】

1. 市民税関係

- (1) 定額減税の実施（附則第7条の5、第7条の6、第7条の7、第7条の8関連）

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を実施（納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。）するもの。

なお、定額減税に伴う個人住民税の減収額は、全額国費で補填される。

<影響額等>

個人市民税見込み額約40億円のうち約3億3千万円が減収の見込み。

- (2) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例（附則第5条の2関連）

能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合に、令和6年度分の個人市民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるもの。

2. 固定資産税関係

- (1) 土地の負担調整措置等（附則第12条、第13条、第13条の3関連）

固定資産税及び都市計画税の税率を乗じる基となる各年度の課税標準額（＝評価額、特例により減額される）について、土地に係る現行の負担調整措置（＝急激な上昇により税負担が重くならないよう、上昇を緩やかに調整するしくみ）の適用期間を3年間延長（令和6年度～令和8年度）

- (2) 特定バイオマス発電設備に係る税額の減額措置（わがまち特例）の見直し（附則第10条の2関連）

※わがまち特例は、税額算出のための課税標準額を軽減する措置で、評価額（＝本来の課税標準額）に乗じる特例割合を各自治体の自主判断で定めるもの。

（次ページにつづく）

バイオマス発電設備のうち、出力が10,000kW以上20,000kW未満で、一般木質・農作物残さを原料とするものに係る特例率を、現行の2/3から6/7（参酌基準）に見直したうえで、適用期限を2年延長するもの。

※現在、市内に対象となる設備なし

※県内他市の改正予定状況

6/7（参酌基準）：31市（犬山市含む。）、11/14：2市
未定：5市

- (3) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出（都市再生特別措置法第46条第3項第2号）に係る税額の減額措置（わがまち特例）の創設（附則第10条の2関連）

対象事業により整備された資産について、これまで地方税法で規定されていた特例率を、1/2（参酌基準）に設定したうえで、適用期限を2年延長するもの。

※現在、市内に対象となる設備なし

※県内他市の特例率の制定予定状況

1/2（参酌基準）：24市（犬山市含む。）、未定：4市、
設定しない：10市

3. その他

市民税、固定資産税及び特別土地保有税について、減免事由に該当することが明らかで、かつ減免の必要があると市長が認める場合は、申請書の提出がなくても職権により減免を可能とする。（第50条、第65条、第118条の8の3関連）

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について（第43号議案）

【趣旨】

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

令和6年度税制改正の大綱に基づくもの。

①国民健康保険税（後期高齢者支援分）の賦課限度額の引き上げ

	基礎課税分	後期高齢者支援分	介護納付金分	合計
改正前	65万円	22万円	17万円	104万円
改正後		24万円		106万円

②国民健康保険税（均等割額・平等割額）の軽減判定所得基準の拡大

5割軽減・2割軽減の算定における被保険者数に乗ずる金額の引き上げ

	改正前	改正後
7割軽減判定所得	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下	
5割軽減判定所得	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + (29万円 × 被保険者数) 以下	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + (29.5万円 × 被保険者数) 以下
2割軽減判定所得	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + (53.5万円 × 被保険者数) 以下	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + (54.5万円 × 被保険者数) 以下

※過去の推移

①賦課限度額の推移

	基礎課税分	後期高齢者支援分	介護納付金分	合計
令和2年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和5年度	65万円	20万円	17万円	102万円
令和6年2月議会	65万円	22万円	17万円	104万円

(次ページにつづく)

②軽減判定所得基準（被保険者数に乗ずる金額）の推移

	5割軽減	2割軽減
令和2年度	28.5万円	52万円
令和3年度	28.5万円	52万円
令和4年度	28.5万円	52万円
令和5年度	29万円	53.5万円

【改正の影響】

①賦課限度額の引き上げによる税収増 484万円

後期高齢者支援分限度額超過：242世帯（令和6年1月時点）

引き上げ額：2万円

2万円×242世帯＝484万円増

②軽減判定所得基準の拡大による影響

・軽減対象世帯数（令和6年3月13日時点での状況で試算）

	改正前	改正後	改正後－改正前
7割軽減世帯	2,133世帯	2,133世帯	0世帯
5割軽減世帯	1,082世帯	1,109世帯	27世帯
2割軽減世帯	965世帯	973世帯	8世帯
計	4,180世帯	4,215世帯	35世帯

・軽減額（令和6年3月13日時点での状況で試算）

	改正前	改正後	改正後－改正前
7割軽減世帯	82,746,576円	82,746,576円	0円
5割軽減世帯	37,313,520円	38,310,360円	996,840円
2割軽減世帯	13,916,304円	14,112,192円	195,888円
計	133,976,400円	135,169,128円	1,192,728円

国保基盤安定負担金（税軽減分） 1,192,728円増

負担割合 県：3/4（894,546円）

市：1/4（298,182円）

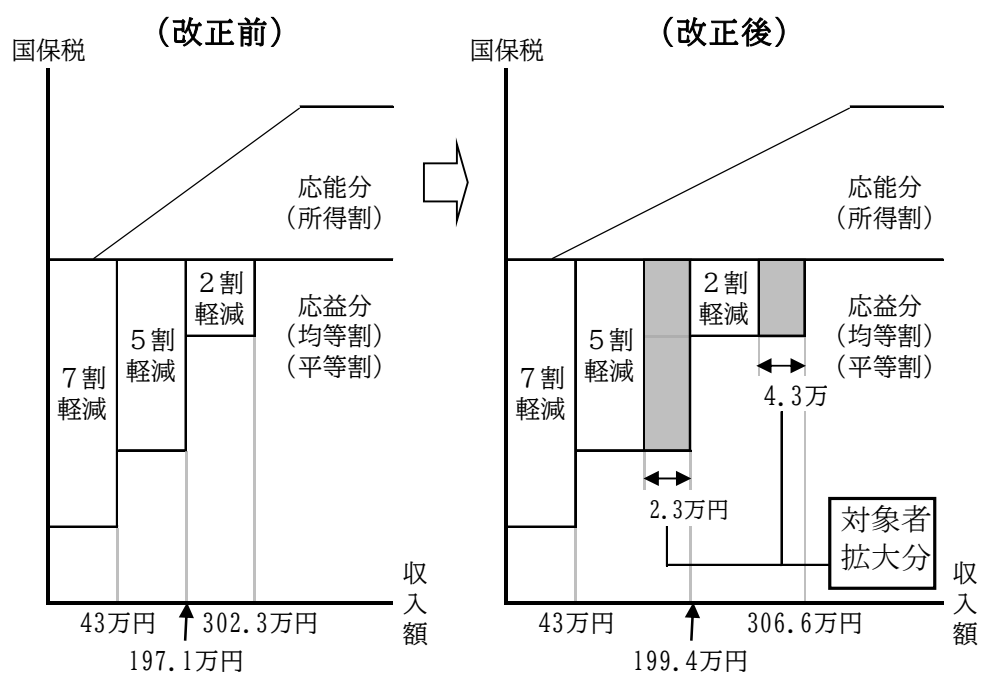
（次ページにつづく）

※軽減判定所得基準の上限額の例

3人世帯、給与収入あり1名の場合の給与収入額

	改正前	改正後	改正後－改正前
5割軽減	約197.1万円	199.4万円	約2.3万円
2割軽減	約302.3万円	306.6万円	約4.3万円

《 給与収入の例（3人世帯） 》



【施行日】

公布の日